

青森県報

第四百十六号

令和四年
一月二十八日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退… (障害福祉課) … 一

○右 同 … (同) … 二

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要… (商工政策課) … 二

○右 同 … (同) … 三

規 則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一

部を次のように改正する。

第十条第二項中「に手帳」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による本人の死亡の届出がされている場合は、この限りでない。

第二号様式及び第三号様式中「氏 名」を「氏 名 姓」に、

「注 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。」を

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

「注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。」に改める。

第四号様式の総括表の注に次のように加える。

4 医師氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

第十号様式中「身体障害者手帳の交付を受けている者」を「本人」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 1 本人が死亡した場合においては、個人番号の記載を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第十四号様式から第十七号様式までの規定中「市町村長」を「市町村 長」に改める。

附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指 定 辞 退 年 月 日

たかはし薬局

十和田市西五番町二三の三

令和
三・三・三〇

青森県告示第四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
クローバー薬局	八戸市南類家三丁目二の一七	令和 四・一・一
たかはし薬局	十和田市西五番町二三の三	三・三・三〇

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハッピー・ドラッグ元町西店 マエダストア元町西店

十和田市元町西四丁目九二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社丸大サクラキ薬局

青森市大字三内字玉作二の七二

代表取締役 櫻井清

2 株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 十和田市の意見の概要

1 駐車場の出入口について、駐車場法施行令第七条の技術的基準に適合するとともに、駐車場の車路の幅員について、同法施行令第八条の技術的基準に適合すること。また、一台あたりの駐車スペースについて、十和田市路外駐車場設置（変更）の届出の手引きに則するよう努めること。

2 人にやさしいまちづくりの観点から、駐車場と施設におけるスロープの勾配等に考慮したバリアフリー化対策や排水蓋等による段差をなくす等構造面での配慮に努めること。

3 住居に近い駐車場の利用及び給排気口や空調室外機に起因する騒音について、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

4 荷さばき施設における、深夜・早朝の搬出入や荷さばきによる騒音について、静穏の保持に努めるとともに、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

5 廃棄物等保管施設について、計画容量内での運用に努めるとともに、保管・搬出作業に伴う騒音や悪臭の最小限化に努め、苦情が寄せられた場合は、真摯な対応をすること。

6 生ごみについて、安易に焼却処分せず、バイオマス資源化を図る等ごみの減量に努めること。また、生ごみ以外についても、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年一月二十八日から同年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ弘前岩木店

弘前市大字一町田字村元七一四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

三 弘前市の意見の概要

1 騒音については、あくまでも予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から低周波騒音を含む騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

2 社会的障壁の除去の実施について、過重な負担とならない範囲でトイレ及び自動ドア等の設備の整備や関係職員に対する研修等、誰もが利用しやすい店舗づくりへの合理的な配慮をすること。また、障害者用駐車場の車室利用について、健常者が利用しないよう店内放送する等障がい理解への啓発に配慮すること。

3 当該施設の利用者の主な交通手段として、自家用車利用を想定しているが、交通渋滞及び交通事故防止の観点から、周辺交差点の信号調整等の交通規制につい

て道路管理者及び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

4 当該店舗出店計画地は、岩木小学校及び津軽中学校の通学区域であり、店舗前の道路が両校の通学路に指定されていること、また、来客が駐車場を利用することができると時間帯及び荷捌き可能時間が両校児童生徒の登下校時間と重複していることから、登下校時における児童生徒の安全確保に十分配慮すること。

5 防犯や青少年非行防止の観点から、店舗内や人通りの少ない場所において、防犯カメラの設置、制服警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じること。また、夜間営業時の警備強化に努めるとともに、営業時間外においても駐車場の出入口の施錠等の対策を講じること。

6 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置等緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努めること。また、従業員の防犯教育に努めること。

7 景観計画について、一定規模を超える大規模行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行うこと。

8 一定規模を超える屋外広告物を表示する場合は、弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請を行うこと。

9 当該地は市街化区域であることから千平方メートルを超える開発行為（建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合は、都市計画法に基づき届出を行うこと。また、一定規模（当該地は二千平方メートル）以上の土地取引を行う場合は、国土利用計画法に基づき届出を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年一月二十八日から同年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円